

議案第 4 1 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 5 月 2 8 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 7 の項の次に次のように加える。

5 7 の 2 食品製造業等取締条例 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定 に基づく弁当等人力販売業の許 可の申請に対する審査（卸売市 場外営業に限る。）	弁当等人力販売業許 可申請手数料	1 件につき 8, 8 0 0 円	許可申請のとき。
	弁当等人力販売業許 可更新申請手数料	1 件につき 5, 4 0 0 円	許可更新申請のとき。
5 7 の 3 食品製造業等取締条例 第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項の 規定に基づく弁当等人力販売業 者に対する許可済証の交付（卸 売市場外営業に限る。）	弁当等人力販売業許 可済証交付手数料	1 件につき 1, 4 0 0 円	交付申請のとき。
	弁当等人力販売業許 可済証再交付手数料	1 件につき 1, 1 0 0 円	再交付申請のとき。

別表第 1 の 5 8 の項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

弁当等人力販売業許可申請手数料を定める等の必要がある。